

平成 26 年 5 月 29 日策定
平成 30 年 6 月 20 日改定
令和 4 年 4 月 6 日改定
令和 5 年 4 月 5 日改定
令和 7 年 11 月 4 日改定
富士市立富士見台小学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

○いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項（平成 25 年 9 月 28 日施行）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（ A ）も行為の対象となった者（ B ）も児童生徒であること
- ② A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

という 4 つの要素しか含まれてない。

→加害者の意図は要件ではなく、常にいじめられた子どもに寄り添うことである。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 基本的認識

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。学校は、子どもが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。

いじめが発見された場合には、まず、いじめられた子ども、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導

など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関と連携することもあります。

以上の考えにより、国及び静岡県、富士市の「いじめの防止等の基本的方針」の策定をふまえ、本方針を策定します。

2 推進体制

(1) 学校いじめ対策組織

①目的

現在各学校では、いじめ問題をはじめ多様な課題への対応が求められている。したがって、いじめ問題については校長のリーダーシップの下、すべての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組むことが重要であるとする。

そのためにも、「学校いじめ対策組織」を活用し、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

②構成メンバー

〈いじめ防止対策委員会（以下、委員会）〉

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

〈拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）〉

構成員：委員会

＋ すまいる委員長、すまいる委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、富士警察署サポートセンター、富士市教育委員会 等

③開催

○会議は、年間計画に基づいて13回（職員会議10回、アンケート後3回）開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討する。

○以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開く。

- ・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報があつたとき。
- ・児童生徒または保護者から「いじめを受けた」という訴えがあつたとき。
- ・いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「(3) 重大事態への対応」に沿って適切に対応する。

④年間指導計画

○いじめの未然防止及び早期発見・早期反応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組んでいくこと。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置づけておくことが重要とする。

○具体的な取組

- ・校内いじめ防止対策委員会
- ・職員会議
- ・教育相談（子ども及び保護者）
- ・生活いじめアンケート 年3回（子ども）
- ・校内研修
- ・子育て講演会

- ・ i-check(子どもたちが輝くクラス作りのための総合質問紙調査)CBT 年2回 5年生で実施
- ・ 人権教室 1～6年生で実施(各学年1時間分)
- ・ ソーシャルスキルトレーニングの実施 15分×年8回

(2) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有する。いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめでないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。

いじめを訴えた児童生徒や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証する。

①いじめ情報を受けた場合は、直ちに委員会を開く。

また、いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開く。

②いじめが確認された場合は、委員会が中心となり、組織的ないじめ対応イメージを共有する。

ア 情報を集める。

イ 指導・支援体制を組む

ウ 子どもへの支援・指導を行う。同時に、保護者との連携をとる。

エ 校内での情報の共有

オ いじめられた子どもへの配慮

カ いじめた子どもへの指導

キ 市教育委員会・関係機関との連携

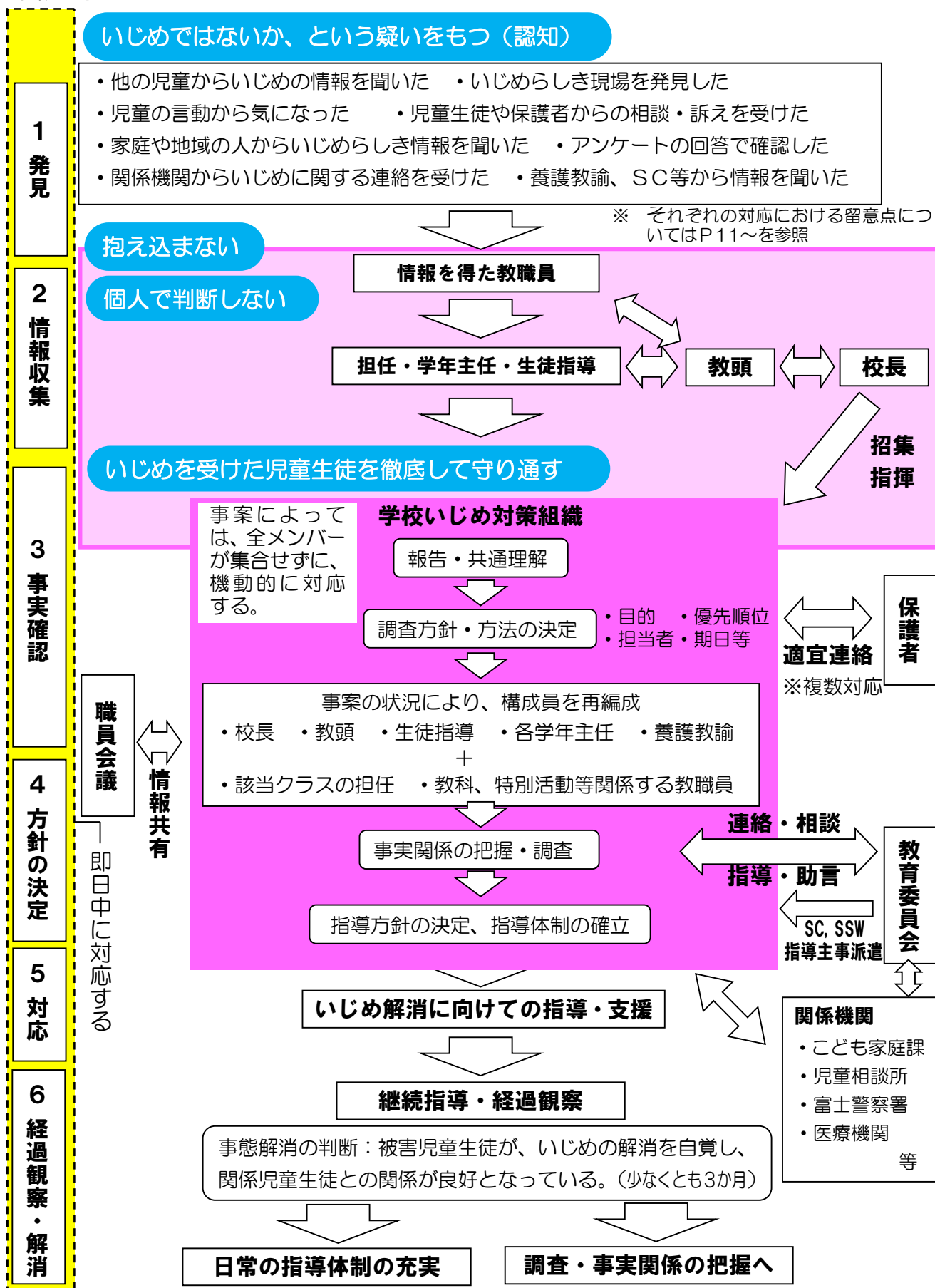
ク 継続指導・経過観察

ケ 細かな記録の保存・保管

○保管場所

月の児童のあらわれ・・・校務パソコン 非公開「生徒指導」フォルダ

生活アンケート・・・職員室西側キャビネット



(3) 重大事態への対応

①重大事態の定義

○学校の設置者、学校・・・次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（２８条１項）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

②重大事態の対応の流れ

○いじめの重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成２９年３月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

ア 教育委員会への報告

イ 調査主体の判断

ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告

エ 市長及び教育委員会への説明・報告等

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

○各対応

ア 児童対応（担当：生徒指導主任）

・臨時全校集会等の開催

イ 保護者対応（担当：教頭）

・臨時保護者会の開催

ウ 報道機関対応（担当：教頭）

エ 警察対応（担当：教頭）

(4) 教育委員会や関係機関との連携

○学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく。

「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。

○以下の事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア 重大事態

・「生命心身財産重大事態」が起こった場合

・欠席期間が３０日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合

・イの後、「不登校重大事態」に至った場合

・児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合

3 いじめの未然防止

(1) 学校の取組

①人権教育の推進

ア 人権教育年間指導計画の作成（学級経営、道徳教育、各教科、特別活動等）

（参考資料）静岡県教育委員会発行の人権教育指導資料

イ 道徳科の「思いやり・親切」「信頼・友情」などの価値について学習する際には、いじめ防止の視点にも配慮しながら指導を行う。

ウ 「あたたかい聴き方、やさしい話し方」の指導の徹底（研修との連携）

- ・授業で互いの意見を大切にして聴き合い、みんなで授業を創っていくことを通して、互いを思いやる気持ちや自己肯定感を高められるようにする。授業以外の生活場面でも、友達の気持ちを大切にすることを指導していく。

②子どもの自主的活動の場の設定

ア 心を育てる活動の実施（児童会）

- ・「あいさつ運動」
- ・四校合同であいさつスローガンを統一し、あいさつを広める。
- ・「ぼかぼかカード」

ぼかぼかな行動を全校に広げ、児童会スローガンの達成を目指す。

イ 縦割り活動の充実

- ・異学年同士でスマイルグループを編成し、活動する。

例：スマイル活動（スマイル遊び）、愛校活動

ペア学年の交流（ペア読書、ペア交流会）、授業交流など

③子どもたちの居場所づくり

ア 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全職員で共通理解が図れるようにする。

イ 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを、子どもたちに向けて伝える。クラスのルールを、子どもたちが納得した上で作っていく。

ウ 授業中や学校生活の中で、間違ったり失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていく。

エ 「i-check CBT」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていく。

オ 「ソーシャルスキルトレーニング」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育んでいく。

カ 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいく。

キ 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていく。

ク 状況に応じて「コグトレ」を活用し、学習面・社会面・身体面の三方向から困っている子どもの支援を行っていく。

④子ども見守る教職員集団づくり

ア 学校経営目標の共通理解を図る。

イ 学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり相談したり、気軽に話ができる雰囲気をつ

くる。

ウ 職員会議等で、いじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSW や SC を招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見付ける目を養う。

エ 別紙 1 ～ 4 のチェックポイントリストの活用

(2) 保護者や地域への働きかけ

①すまいるミーティングや学級懇談会等で、「いじめのサイン発見シート」(文部科学省発行)「富士市いじめ防止基本方針」のリーフレットや情報通信ツールを活用して、指導方針等の情報を発信する。

②地域ボランティアとの連携

交通安全指導員、地域安全推進員、チーム富士見台サポーターなどによる登下校の見守りと情報提供。

③民生児童委員・主任児童委員、保護司等との連携、懇談会の開催。

④「学校いじめ防止基本方針」の広報(学校ホームページ)

(3) いじめに関する教職員の研修

①静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修
職員会議などで活用(人権感覚の高揚)

②生徒指導研究協議会等の研修会に参加し、伝達講習を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

①アンケートの実施(子ども)

ア 年3回実施・・・第1回(6月)、第2回(11月)、第3回(1月)

イ 実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会を開催し、対応を検討する。

(2) 早期発見の手立て

①日々の観察

②子どもたちのノートや日記の見取り

③担任による教育相談の実施

ア 必要に応じて随時対応する。: アンケートの活用

イ 子どもたち全員への教育相談: アンケート実施後、6月、11月、1月(朝、昼の時間)

④その他

ア スクールカウンセラーによる教育相談の実施

5 いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

○いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめでないと思われるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行う。

ア 情報を集める(情報の共有→把握すべき情報: 5W1H)

- ・ 誰が誰をいじているのか? <加害者と被害者の確認>
- ・ いつ、どこで起こったのか? <時間と場所の確認>
- ・ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? <内容>

- ・いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ・いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

イ 指導方針・指導体制を組む

ウ 子どもへの支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する。

エ いじめられた子どもへの配慮

オ いじめた子どもへの指導

カ 情報の共有

キ 市教育委員会・関係機関との連携

ク 細かな記録の保存・保管

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、時間・場所などを配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うこと。
- ②状況に応じて、いじめられている子どもやいじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備すること。
- ③スクールカウンセラーによる教育相談の実施

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた子どもと保護者への支援

〈子どもへの支援〉

ア 本人の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた子どもとの距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。

エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。

オ 状況把握後、速やかに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。

・心的外傷後ストレス障害（P T S D）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

〈保護者への支援〉

ア 状況把握後、速やかに家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。

イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにする。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。

エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。

カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

②いじめた子どもへの指導・支援とその保護者への対応

＜子どもへの指導・支援＞

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の子どもが関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
- ウ 子どもが抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- エ 状況把握後、速やかに保護者にも連絡することを伝えとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

＜保護者への対応＞

- ア 状況把握後、速やかに家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
(いじめた子どもへの謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている子どもの気持ちや立場を考えさせる。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせる。

6 ネット上のいじめへの対応

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。
- ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていくことが重要である。

(1) 未然防止

①学校での情報モラルの指導

- ・学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図る。
- ・スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例や

その処理方法を知る講座などを開催する。

〈参考：静岡県教育委員会社会教育課主催「小・中学校ネット安全・安心講座」〉

- ・児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていく。

※年度末に、一年の取り組みを報告書として学校教育課に提出するようにしていく。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

〈未然防止の視点から〉

- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- ・子どもが利用するスマートフォンや携帯電話、ゲーム等にはフィルタリングを上手に活用すること。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォンやゲーム特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- ・子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やゲーム、パソコン等の使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

〈早期発見の視点から〉

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談する。

(2) 早期発見・早期対応

①事実を把握する

- ア 被害にあった子どもや関係している子どもから詳細を聴き取り、事実を確認する。
- イ 子どもが心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員などの協力を得て、掲載情報を確認する。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、できるだけ情報を保存できるようにする。
- エ 被害にあった子どもと書き込みなどを行った子どもの保護者に保存した情報を見てもらい、事実を確認する。

②書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込みなどを行った子どもが書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

7 いじめの解消

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要因が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害を受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

イ 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害を受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害を受けた子ども本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害を受けた子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。